

福祉サービス第三者評価手順と料金体制

当評価機関は、実務経験と実践的経営知識を有する者の集団で确实公正な評価を行います。

利用者の皆さんが、福祉サービスの内容、水準等について知りたい情報を、利用者の目線において、評価し、情報として提供します。

福祉サービスの事業者が、事業経営を継続し、よりよいサービスを提供出来るように評価し、経営基盤確立のための支援を必要に応じて行います。

標準的評価手順

事業所等の規模により、所要日数が異なりますが、おおよそ着手してから1ヶ月から3ヶ月を必要とします。

評価の手順と内容の例示

1. 評価実施の内容の説明、事業者の要望との調整	2 時間
2. 評価実施契約の締結	1 時間
3. 評価方法事業者、職員への説明会	3 時間
4. 利用者（本人、家族）への説明と調査の実施	1 ~ 2 日
5. 評価資料（事業者、職員による自己評価）の作成	7 ~ 8 日
6. 評価資料（事業者による事業概要と自己評価）の作成	5 日
7. 利用者調査、評価資料の集計分析	5 日
8. 訪問調査 2 名以上	1 ~ 2 日
9. 調査結果の検討	7 日
10. 評価結果の報告（事業者へ）	3 時間
11. 評価推進機構への評価結果の提出	

料金体系(標準的料金)

高齢者

サービス種別	定員100名規模	定員100名以上	
指定介護老人福祉施設 (特定擁護老人ホーム) 介護老人保健施設 軽費老人ホーム (A型・B型・ケアハウス) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・ケアハウス)	60万円	別途お見積りいたします	
短期入所生活介護(ショートステイ)	30万円		
認知症対応共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	2ユニットまで 36万円		
通所介護(デイサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 福祉用具貸与	30万円	特別養護老人ホーム併設型で、同時に評価を行った場合は特別養護老人ホーム料金+15万円とします	
訪問介護	提供時間1,000時間 30万円	提供時間2,000時間 35万円	提供時間3,000時間 40万円
居宅介護支援	利用者150件 30万円	利用者200件 35万円	利用者300件 40万円

障害

身体・知的障害者通所授産施設 身体・知的障害者小規模通所授産施設 精神障害者通所授産施設 精神障害者小規模通所授産施設 知的障害者通所更生施設 身体障害者更生施設 身体障害者療養施設 身体・知的障害者入所授産施設 知的障害者入所更生施設	80万円	別途お見積りいたします	
--	------	-------------	--

子ども・家庭

認可保育所	60万円	別途お見積りいたします	
認証保育所			
児童養護施設	50万円	別途お見積りいたします	
母子生活支援施設	50万円	別途お見積りいたします	

* 評価料金は「東京都福祉サービス評価推進機構が定める評価基準を履行すること」を考慮して設定しています。

* 上記は標準的な料金となっています。事業者ごとに適切な評価方法をご相談してお見積りをいたします。

* 上記料金には、消費税、交通費は含まれておりません。別途加算させていただきます。実情により算定いたしますので、お気軽にご相談ください。